

## 製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

### CompuMark

#### CompuMark の全製品及びサービス

**1. ライセンス** お客様が弁護士又は法律事務所である場合、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために CompuMark の製品及びサービスを使用することが含まれます。お客様の違反によりサービスが終了した場合を除き、お客様は、契約期間中に SAEGIS、SERION、CompuMark API、TM go365、Naming、TrademarkVision から得た検索結果を、本合意に従って保存し使用し続けることができます。

**2. 料金** 当社の従量制料金は、お客様の法域に適用される製品、レート又は料金表に記載されており、時宜変更される可能性があります。お客様は、お客様、お客様の関係会社、代理人、及び代表者により生じた全ての料金について責任を負うものとします。

**3. 製品及びサービスカテゴリー** 参照時の便宜上、CompuMark の製品及びサービスは、以下の通り分類されます。**(a) 情報サービス**：SAEGIS、SERION、CompuMark API、TM go365、Naming、TrademarkVision を通じて提供されたデータやコンテンツ **(b) プロフェッショナルサービス**：オフラインサーチ（例：フルサーチ/使用可能性サーチ、ウォッチングサービス、社名サーチ、著作権サーチ、及びカスタムソリューション）

**4. 法的サービス性の否定** 当社は法律事務所ではなく、いかなる種類の法的サービスも提供するものではありません。お客様は自らの責任において弁護士を雇用し、その弁護士との雇用条件を理解するものとします。お客様は、自らが選定した法律顧問と独自の契約を締結するものとします。

**5. 法律顧問** お客様の要求により、適用法により許可される範囲において、当社はお客様の状況から必要と思われる国内外の法域における現地の法律顧問を紹介することができます。

**(a) 推薦の否定** 当社は、いかなる法律顧問の職務活動の成果についても推薦又は保証するものではなく、お客様の法律顧問により提供されたサービス又はお客様の法律顧問に関連するサービスについて責任を負うものではありません。**(b) 利益相反** 当社は法律事務所ではなく、当社のお客様に関する利益相反の確認を引き受けることはありません。お客様が雇用する法律顧問は、利益相反についての確認を行うことができます。利益相反がある場合、お客様は、当該法域において別の法律顧問を雇用しなければならない可能性があります。**(c) 法律顧問の使用** 法的意見、リスクアセスメント、商標出願、ドメインリカバリーサービスなど、法律顧問からの見解が必要となる可能性があるサービスを当社に注文することにより、**(i)** お客様は、当社とお客様の法律顧問が連絡を取り、関連する秘密情報を共有することを許可するものとみなされ、**(ii)** お客様が弁護士・依頼者間の秘匿特権を維持する責任を負うことから、これらのサービスから生じる質問については、お客様は、当社が不在のなかでお客様の法律顧問と協議する必要があり、**(iii)** 当社とお客様の法律顧問の間のコミュニケーションには弁護士・依頼者間の秘匿特権が及ばないものとします。また、**(iv)** 当社は、法務当局や規制機関より要請された場合、お客様とお客様の法律顧問の間の秘匿特権により保護される可能性のある情報を開示することがあり、**(v)** お客様の法律顧問から受けるサービスには、お客様が法律顧問を雇用する条件が適用されます。

**6. 準拠法及び裁判管轄** 注文書に別段の定めがある場合を除き、イングランド及びウェールズの法律に準拠し、イングランド及びウェールズの裁判管轄権に服するものとします。

## Watch Subscription

- 1. Watch サブスクリプション** Status Watch を例外として、また注文書に別段の定めがない限り、Watch サブスクリプションは、本合意に基づいて早期に終了しない限り、初期契約期間中有効であるものとし、詳細は請求書に記載されます。初期契約期間後、サブスクリプションは、12 か月間自動更新されるものとし、ただし、お客様又は CompuMark のいずれかの当事者が更新を希望しない場合は、その時点で有効な期間の終了より少なくとも 30 日前の書面による通知を他方当事者に送付しなければなりません。注：年間 Watch サブスクリプションが、月の 1 日から 10 日の間に開始した場合、当該月の月初からの請求書が発行され、月の 11 日以降に開始した場合、翌月の月初からの請求書が発行されます。
- 2. 料金の変更** 両当事者が署名した書面による契約書で更新期間の料金が定められている場合を除き、CompuMark は、更新期間に支払われる料金を値上げする権利を留保します。ただし、CompuMark が、その時点で有効な更新期間が終了する 45 日以上前までに、（請求書又は書簡により）かかる値上げについてお客様に通知することを条件とします。

## Trademark Clearinghouse サービス

- 1. 権限** 当社及び Trademark Clearinghouse (TMCH) は、お客様が提出した商標の記録やその他の資料を、当該商標の記録が失効するか終了するまで、TMCH サービス（詳細は <http://www.trademark-clearinghouse.com/>に記載されています）に必要な範囲で、お客様に代わって使用することができます。
- 2. 譲渡禁止** 当社は、お客様の商標記録を、お客様の事前の書面による承認なしに、他の商標代理人又は第三者に譲渡することはありません。
- 3. 商標権者** お客様が商標権者ではない場合、お客様は当社に対し、商標権者に関する文書を当社に提出する前に、各権利者が署名した TMCH サービス承認書を当社に提出するものとし、

最終更新：2021 年 11 月